

外国為替証拠金取引約款

この外国為替証拠金取引約款(以下、「契約約款」という。)は、当社とお客様との間の外国為替証拠金取引に係る遵守事項及び権利や義務、さらにお客様に提供する各種サービスに関して定めたものです。お客様には、当社が事前に交付しました契約約款、「外国為替証拠金取引説明書」(以下、「取引説明書」という。)、及び「外国為替証拠金取引に関する取り決め事項」(以下、「取り決め事項」といい、契約約款、取引説明書及び取り決め事項を総称して、以下、「契約約款等」という。)を熟読し、外国為替証拠金取引の特徴や仕組み等、または取引に関する内容を十分にご理解していただき、当社と外国為替証拠金取引を行うにあたっては、契約約款等の内容等をご承認いただいたものといたします。

第1条 外国為替証拠金取引とは

外国為替証拠金取引とは、取引金額の一部として証拠金を預託していただくことにより行う金融商品取引法第2条第2項第1号に該当する店頭デリバティブ取引で、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、反対売買等の決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまでポジションの継続を可能にした取引をいいます。お客様による外国為替証拠金取引FX-Bridge、FXらくだ及びミニ²FXは、当社が相手方となって取引を成立させる相対取引です。

第2条 法令等の遵守

(1) お客様及び当社は、外国為替証拠金取引を行うにあたり、金融商品取引法その他の諸規則を遵守するものといたします。

(2) お客様は、外国為替証拠金取引を行うにあたり、契約約款等に同意しこれを遵守するものといたします。

第3条 外国為替証拠金取引のリスク及び自己責任の確認

外国為替証拠金取引は、比較的少額の証拠金に比して取引総代金が大変多額になりますので、為替市場の動向次第で一度に多額の利益を獲得する機会に恵まれる反面、お客様の意図する方向の反対に動いた場合は思わぬ損失を被ることとなります。またその損失は、お客様が取引のために預託した証拠金の額を上回る場合もあります。下記に記すリスクがすべてではございませんが、主だったものを列挙しますので、それらを良くご理解いただき、ご自身の判断と責任においてお取引下さい。

(1) 為替相場変動リスク：世界の政治、経済をはじめ、金融市場動向や国際紛争、災害に至るまで、ありとあらゆるものが為替変動要因です。また、取引通貨の変動だけでなく価格通貨の相場変動においてもお客様の純資産額に変動をもたらします。

(2) インターネット取引に係るリスク：天災やインターネット環境の不具合、取引システムに対するサイバー攻撃等々により、システム障害が発生して、意図する取引ができなくなる場合も考えられます。

(3) 金利変動リスク：取引対象通貨の市場金利が変動した場合、それに伴いスワップポイントも連動し変動します。その為、スワップポイントも受取から支払いに転じることもあり、これもリスクのひとつです。

(4) 信用リスク：当社が倒産した場合等における外国為替証拠金取引に係るお客様の当社に対する債権は、一般債権者と同等です。また、お客様の預託証拠金の一部はカバー取引の証拠金として

カバー取引先に預託されています。従って、カバー取引先の信用状況等によっては、お客様が損失を被る危険性（取引先リスク）も存在しています。

（５）流動性リスク：外国為替市場は極めて流動性の高いマーケットですが、クリスマス前後の時期は特に市場参加者が極端に少なくなり、薄商いのなか相場が上下に大きく動き、意図する取引ができなくなる可能性も考えられます。

（６）相場急変によるスリッページリスク：為替相場の状況次第で、自動ロスカット（後述自動ロスカット参照）による執行価格がトリIGGER価格（自動ロスカット発動価格）から乖離すること（スリッページ）があります。これも為替相場変動リスクのひとつですが、それとは異なった性質を持っていますので特記するものです。

（７）外国為替証拠金取引約款等の変更：契約約款等は、法令等の変更、監督官庁の指示、または当社が必要と判断した時は改定され、従来のお客様の権利を制限、またはお客様に新たな義務を課す可能性もあります。

第4条 外国為替証拠金取引口座による処理

外国為替証拠金取引においては、証拠金、ポジションの決済取引について反対売買を行った場合の差損益金、その他お客様と当社の間で授受される金銭は、すべて当社に設ける外国為替証拠金取引口座で処理をするものといたします。

第5条 口座開設にあたって

（１）お客様は、外国為替証拠金取引を行うために外国為替証拠金取引口座を設けるには、当社のホームページ内にある口座開設申込みフォーム、または当社指定の書面に必要事項を記入し、所定の本人確認書類その他当社が求める書類を添えてお申し込みください。その申込にあたっては以下の各号に掲げるすべての要件を満たしている必要があります。

- ①契約約款等を熟読し、これらに同意すること
- ②外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解し、自己の判断と責任で行うこと
- ③当社と電子メール、或いは電話で常時連絡が取れること
- ④外国為替証拠金取引にかかる報告書面の電子交付に同意すること
- ⑤当社からの金融商品取引契約に関する勧誘を受ける意思のあること
- ⑥当社が定める「プライバシーポリシー」を読み、個人情報の取扱いに同意すること
- ⑦お客様が法人の場合、外国為替証拠金取引が法令その他の諸規則、または定款や社内規定に違反せず、当該取引のために必要な法令上の手続及び内部手続や体制を有していること

（２）口座開設については、当社の審査基準に基づき適否を判定するものとし、お客様は当社が口座開設を承諾した場合に限り、外国為替証拠金取引を行うことができます。なお、当社における審査の結果、お客様の口座開設を承諾しないこととした場合においては、いかなる場合においてもその理由を開示いたしません。

第6条 口座番号、パスワード等の管理

（１）外国為替証拠金取引のための取引口座開設完了後、当社は、キー項目に記載された「口座開設通知書」を転送不要の簡易書留郵便にてお送りいたします。その後のキー項目の管理は、お客様の責任において行うことといたします。

- キー項目
- ① FX-Bridge 「口座番号」「ユーザー名」「パスワード」
ミニ² FX 「口座番号」「ユーザー名」「パスワード」
 - ② FX-らくだ 「取引口座番号」「取引専用ユーザーネーム」「取引専用パスワード」
「レポート専用ユーザーネーム」「レポート専用パスワード」

(注) 金融機関等による本人確認

犯罪収益移転防止法によりますと、金融機関がお客様の本人確認を行う方法として「お客様より本人確認書類の原本または写しの送付を受けると共に、当該本人確認書類に記載されている住所に取引関連書類を書留郵便等で返送すること」とされています。当社においても、口座開設手続きが完了すると、「口座開設通知書」を転送不要の簡易書留郵便にてお送りいたします。なお、法人の場合、法人の所在地及び取引担当者様のご住所に、転送不要の簡易書留郵便をお送りいたします。「口座開設通知書」の受け取りによる本人確認ができなかった場合、外国為替証拠金取引を行うことはできません。また、同法に定められた本人確認ができないかぎり、口座番号、パスワード等を店頭、電話、電子メール等での通知することは一切できません。

(2) 口座番号、パスワード等を紛失、または忘れてしまった場合、当社へ(0120-173-365)ご連絡ください。ご本人様からの連絡であることを確認した後、お客様の登録住所へ口座番号、パスワード等が記載された「再発行通知書」を転送不要の簡易書留郵便にて郵送いたします。郵便を受け取られるまで、取引システムへのログインはできません。

※再発行するパスワードは初期パスワードとなります。

※お急ぎの場合でも、口座番号、パスワード等を電話、電子メール等でお知らせすることは一切できませんので、これらの管理には十分にご注意ください。

(3) 当社が通知した口座番号、パスワード等の使用は、お客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、または他人に貸与若しくは譲渡することはできません。

第7条 証拠金

(1) お客様は、外国為替証拠金取引を行うに際し、取引によって生じるお客様のすべての債務を担保するため、当社が定める方法により、事前に当社に対し必要な外国為替取引証拠金(以下、「証拠金」という。)を預託するものといたします。

(2) 前項の証拠金の金額は、取引説明書に定める金額といたします。

第8条 証拠金の返還

お客様の証拠金返還請求は、営業日の何時でも受付可能です。当社は、ご登録されているお客様の銀行口座に、円の場合は出金依頼日を含む2営業日(金融機関の営業日)以内、米ドルの場合は3営業日後(国内外の金融機関の休日を除く)にお振り込みいたします。なお、米ドル出金の振込手数料はお客様負担となります。

第9条 売買注文の種類

外国為替証拠金取引においてお客様が行うことのできる取引及び注文の種類は取引説明書に定めるものに限るものといたします。

第10条 注文時間

お客様は、取引説明書の「5. 取引時間」に記す時間内において、必要事項を入力または指示し、売買注文を行うことといたします。また、当社は注文時間をお客様に事前通知することなく変更できるものといたします。

第11条 注文の取消・変更

お客様は、売買注文にかかる取引の約定が成立する前に限り、外国為替証拠金取引における注文の変更及び取消を行うことができます。

第12条 注文の執行

お客様が売買注文を行い、当社がこの受信を確認した後に、当該売買注文は執行されます。ただし、当社は次の事項のいずれかに該当する場合は、売買注文の執行を行いません。

- ①お客様の取引口座の取引証拠金に何らかの事情で不足が生じる場合
- ②その他、当社が不適当と判断した場合

第13条 取引の数量

外国為替証拠金取引において取引可能な額は、契約約款第7条に基づきお客様が預託した証拠金の範囲内といたします。

第14条 為替レートについて

(1) 当社は、各通貨における売り付け価格と買い付け価格については、インターバンク市場のレートを基準に、当社がお客様に対して独自にレートを提示して、適用するものとします。また、売り付け価格と買い付け価格にはスプレッドがあります。スプレッドとは、各通貨の売り付け価格(売る時のレート)と買い付け価格(買う時のレート)との差額をいい、各カバー先金融機関が銀行間外国為替市場(インターバンク市場)の価格を基準として決定した価格に、当社で経済状況・市場競争力等を勘案し何ポイント(pips)かを加えて決定していますが、為替市場の状況次第では拡大される場合があります。

(2) 当該提示レートは、お客様が期待した売り付け価格、買い付け価格、またはスプレッドと同一にならない場合があります。

第15条 決済

お客様が取引した外国為替証拠金取引のポジションは、取引時間内において、お客様の意思で反対売買をすることにより決済することができます。

第16条 純資産額の値洗い評価

(1) お客様の所有する外国為替証拠金取引のポジションについては、常に当社が提示する売り付け価格、買い付け価格によって適宜、純資産評価されます。

(2) お客様は、お客様から当社に対し預託された証拠金、売買差益金、その他の金銭及び純資産額について、自己の責任において監視・管理するものとし、契約約款第19条に規定する自動ロスカット等の処理につき、当社は一切責任を負いません。

第17条 証拠金による債務の弁済

(1) お客様の証拠金は、外国為替証拠金取引により生じるお客様のすべての債務に共通の担保となります。

(2) 当社は、外国為替証拠金取引にかかるお客様の債務について、お客様からその弁済を受けるまでは、第8条、第18条第3項の規定にかかわらず、前項の金銭を担保として留保することができるものといたします。

第18条 当社による決済

(1) 下記の場合において当社は、お客様の意思に関係なくこれを反対売買することができるものといたします。

- ①第19条に該当する場合
- ②第21条に定める期限の利益の喪失の場合

(2) お客様は、当社に対し前項の処理が行なわれたことに起因して発生した損害について一切の異議を唱えないことといたします。

(3) 当社は本条第1項の規定により反対売買を行った場合には、その約定値段により売買損益を計算し、当該売買損益の受払いを行うものいたします。

第19条 自動ロスカット

当社は、急激な相場変動によるお客様の損失拡大を防ぐため、損失が一定の水準に達したとき、お客様に事前通知することなく、未決済ポジションの全部を自動的に決済するロスカット制度を採用しております。

FX-Bridge 及びミニ²FX の場合は可能証拠金の額が0円を下回った（証拠金維持率が100%以下）、FXらくだの場合は余剰金額が0円を下回った時点で、ロスカットとなります。

ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、外国為替相場の状況等により執行される価格がロスカットの基準となった価格水準から乖離する場合があります、お客様が当社に預託した金額を上回る損失を被る可能性があります。

第20条 超過債務の処理

第22条の差引計算によってもお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないとき、または反対売買により生じた差損額が証拠金の額を超えたとき、その他これに限らず証拠金の額を超える債務が発生したときにはその超過する債務を、お客様は当社に直ちに支払うものいたします。

第21条 期限の利益の喪失

(1) お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は、当社から何らの通知、催告等がなくても、外国為替証拠金取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものいたします。

- ①口座開設申込時またはその後に虚偽の申告または届出をしたことが判明した場合
- ②支払の停止または破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立その他これらに類する倒産手続きの申立があった場合
- ③手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④お客様の外国為替証拠金取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された場合
- ⑤お客様の外国為替証拠金取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または、競売手続の開始があった場合
- ⑥外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合
- ⑦住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となった時、或いは当社よりの電話等による連絡が不可能であると当社が判断した場合
- ⑧死亡したことを当社が確認した場合
- ⑨心身機能の重度な低下により、外国為替証拠金取引の継続が著しく困難または不可能となったことを当社が確認した場合

(2) 下記の事由のいずれかが生じた場合には、お客様は、当社からの請求によって外国為替証拠金取引及びポジションにかかる債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することといたします。

- ①お客様の当社に対する取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した場合
- ②お客様が当社 Web サイトの運営または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認定した場合
- ③お客様が契約約款等に違反した場合
- ④前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じ、または当社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合

(3) 第1項、第2項の各号いずれかの事由に該当する事象が生じた場合、お客様、相続人または合理的な事由を有する利害関係人は、当社に対し書面を以ってその旨の報告を行うことといたします。

第22条 差引計算

(1) お客様が、前条第1項各号または第2項各号に列挙する事項のいずれかに該当した場合、お客様の債務と、お客様の当社に対する外国為替証拠金取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものといたします。

(2) 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、証拠金をお客様の債務の弁済に充当することができることといたします。

(3) 前2項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息や遅延損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、お客様の債務についての遅延損害金は、本約款第32条に定める利率によるものといたします。また差引計算を行う場合、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は計算実行時の東京外国為替市場におけるTTS(対お客様直物電信売相場)を適用し、外貨建ての債権を円貨に換算するときには、TTB(対お客様直物電信買相場)を適用するものといたします。ただし、計算実行時に当該相場が存在しない場合、それぞれ直前の東京外国為替市場におけるTTS・TTBを適用するものといたします。

第23条 充当の指定

差引計算その他の方法によるお客様の債務の弁済があつたにもかかわらず、当該債務の全額を消滅させるのに足りないときは、お客様の債務の弁済の充当は、当社が適当と認める順序方法により行うものといたします。

第24条 取引手数料

取引手数料は商品別に違います。FX-Bridgeの場合は、1万通貨単位あたり片道100円(電話取引の場合は200円)、FXらくだ及びミニ²FXの場合は、無料です。

第25条 決済条件の変更

天変地異、経済情勢の激変その他やむをえない理由に基づいて決済期日の変更等、決済条件の変更を行った場合には、その時の外国為替市場の取引上の措置に従うものといたします。

第26条 証拠金の利息

当社は証拠金に対してその利息は付さないものといたします。

第27条 諸通知

当社からお客様への以下の諸通知については、電子メール、お客様用照会画面または文書にて通知することといたします。

- ①証拠金受領の通知
- ②取引報告書
- ③残高照合書
- ④その他当社が必要と認めた通知及び報告書

第28条 通知の効力

当社にお客様が届出た電子メールアドレス、住所、若しくは所在地宛に当社よりされた諸通知が、

電子メールアドレス変更、転居、不在、その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または不到達となった場合、通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第29条 届出事項の変更

当社に届出たお客様の氏名、住所、若しくは所在地、その他の事項に変更があった場合には、お客様は当社に対し、遅滞なく所定の方法により、必要な添付すべき書類とともにその旨を届出るものといたします。

第30条 免責事項

当社は、次に掲げる事項によって生じたお客様の損害については、一切その責任を負いません。

- ①政府の規制等による外国為替市場の規制や取引の停止、天変地異、戦争、ストライキ、通信施設の故障や機能停止、システム障害または異常レートその他不可抗力と認められる事由により、売買注文その他外国為替証拠金取引の実行に支障をきたしたことにより生じた損害
- ②お客様のユーザー名、パスワード等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、所定の書類に記載されたユーザー名等と相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理を行ったことにより生じた損害
- ③外国為替証拠金取引の利用による売買注文に際し、口座番号、ユーザー名、パスワードの盗用等により、第三者が不正使用を行ったことにより生じた損害
- ④お客様の利用しているパソコン、電話その他端末の不正利用、取扱いにより、売買注文が執行され、または執行されなかったことにより生じた損害
- ⑤売買注文内容の誤入力等、お客様が必要な確認を怠ったため当該売買注文が執行され、または執行されなかったことにより生じた損害
- ⑥ユーザー名及びパスワードの誤入力、忘却等、お客様自身の責任により、お客様が売買注文を出せなかったことにより生じた損害
- ⑦お客様が当社に対し行うべき住所等の変更届出を遅滞なく行わなかったことにより生じた損害
- ⑧国内外の金融機関の取扱時間外または当社の取扱時間外であるために、お客様の注文に応じ得ないことにより、お客様に生じた損害
- ⑨その他、当社の責めに帰すことができない事由の発生により、お客様が被った損害

第31条 債権譲渡等の禁止

当社に対してお客様が有する外国為替証拠金取引にかかる債権及び契約上の地位は、これを他人に譲渡または質入れその他の処分ができないものといたします。

第32条 遅延損害金の支払い

お客様が外国為替証拠金取引において行う取引に関して債務の履行を怠った場合、お客様は当社に対して履行期日の翌日より履行の日まで、日歩4銭（年率14.6%）の割合による遅延損害金を支払うものといたします。

第33条 報告書の作成及び提出

(1) 当社は、お客様に係る取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求された場合、当社が当該機関等に係る報告をすることに対しお客様はこれに異議を唱えないことといたします。

(2) 前項の規定に基づく報告書その他の書類作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免除されるものといたします。

第34条 解約

(1)お客様から下記の方法により解約の申し出があったときは直ちに取引口座を解約いたします。

①お客様より「取引口座解約届け」の提出を受けたとき

②お客様から電話による解約する旨の連絡を受けたとき

※電話による解約は、口座番号、パスワード等を以って本人確認をし、解約を受け付けるものです。

(2)第21条第1項各号または第2項各号に掲げる事項若しくは以下の各号に定める事項に該当するときは、お客様に対して解約の通知をすることにより、契約約款等に基づく契約を解除することができるものといたします。

①お客様の口座が、他人名義若しくは架空名義で開設されていたことが明らかとなった場合及び名義人の意思によらずに開設されたことが明らかとなった場合、具体的には下記の場合を指すが、これらに限りません。

ア…名義人から、当社に対して名義盗用の申し出があった場合

イ…警察に名義盗用の被害届出が提出された場合

②お客様が外国為替証拠金取引にかかる債権及び契約上の地位を譲渡、質入れまたはその他の処分をした場合

③お客様の口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当社が判断した場合

④お客様が契約約款等の条項及び当社の定める諸規定のいずれかに違反した場合

⑤当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じない場合

⑥お客様が外国為替証拠金取引を行うにあたり、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等により取引を行ったと当社が判断した場合

⑦お客様と当社との間の信頼関係の喪失その他やむを得ない事由により、当社が解約すべきと判断した場合、その他お客様が外国為替証拠金取引を利用することが不適当だと当社が判断した場合

⑧第36条に定める契約約款等の変更にお客様が同意しない場合

(3)前項の場合において、取引口座にポジションが存在する場合の当該ポジションの処理は、お客様から解約の申し出があった場合については直ちに行なうものといたします。また、当社より通知する場合には、当該通知が到達した後、速やかに処理を行うことといたします。

第35条 外国為替証拠金取引の利用停止

(1)当社は、次の場合に外国為替証拠金取引の提供を停止し、取引口座を閉鎖することがあります。

①前条第1項各号のいずれかに該当する場合

②逮捕または勾留された場合など、お客様本人による取引が行えないと判断される場合

(2)ポジションがなく或いはお客様の取引口座の証拠金が取引を行い得る金額に満たない状態が、1年以上続いた場合には、当社の判断により、取引口座の証拠金を当社に登録されているお客様の銀行口座へ出金手続きを行ったうえ、取引口座を閉鎖することがあります。

第36条 契約約款等の変更

(1)契約約款等は法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社に必要が生じたときは改定することができるものといたします。

(2)契約約款等の改定がお客様の従来の権利を制限する、若しくはお客様に新たな義務を課すも

のである時には、当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知いたします。

(3) 契約約款等の変更に異議ある場合は、当社がその都度定める期日までに当社に申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様はその変更に同意したものと取扱います。

(4) 上記第3項にかかわらず、変更の通知後にお客様が外国為替証拠金取引のポジションの反対売買以外の取引をされた場合は、契約約款等の変更に同意したものとみなします。

第37条 準拠法

契約約款等は日本国の法律に準拠し、解釈されるものといたします。

第38条 合意管轄

お客様と当社との間の外国為替証拠金取引に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所といたします。

第39条 クーリングオフ

外国為替証拠金取引において、お客様はクーリングオフを行えないものといたします。

第40条 分離独立条項

本規約において定めた用語或いは条項の一部が、違法、或いは無効と判断された場合であっても、それ以外の用語、或いは条項は当然に有効であり、準拠法の範囲内で最大限の効力を有するものといたします。

外国為替証拠金取引約款改定記録

平成15年5月1日制定

平成17年1月1日改定

平成18年1月1日改定

平成18年9月1日改定

平成19年10月10日改定

平成20年3月11日改定

平成21年3月2日改定

平成21年7月6日改定

平成21年7月29日改定